様式第６（第14条関係）（平10通産令34・追加、平18経産令63・令元経産令17・一部改正）

＜ＨＴＭＬ＞
＜ＨＥＡＤ＞＜ＴＩＴＬＥ＞会員契約適正化法第３条第１項＜／ＴＩＴＬＥ＞＜／ＨＥＡＤ＞
＜ＢＯＤＹ＞＜ＰＲＥ＞
【書類名】募集届出書
【提出日】
【あて先】主務大臣殿
【提出者情報】
　【氏名又は名称】
　【住所】
　【電話番号】
【適用条文】ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第３条第１項
【様式番号】001
【会員制事業者に関する事項】
　【会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法】
　　【必要な資金の額】　百万円
　　【調達方法】
　　　【自己資金】　百万円
　　　【預託金】　百万円
　　　【借入金】　百万円
　　　【その他】　百万円
　　　　【注記事項】
　　　【合計】　百万円
（記載上の注意）
１．その他の調達方法により調達する場合には、その内容を注記欄に記入すること。
２．本届出に係る会員契約に係る施設を提供する事業について記載すること。
３．指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その全体についての必要な資金の額について記載することができる。
　【所有権以外の権原の内容】
　　（指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容）
　　【土地に係る権利】
　　　【権利関係の内容】
　　　【権利の存続期間】
　　【その他の権利】
　　　【権利関係の内容】
　　　【権利の存続期間】
（記載上の注意）
１．「権利関係の内容」には、当該占有施設の所有者の名前及び規模（当該

占有施設が土地である場合には、その面積）についても併せて記載すること。
2．当該占有施設の所有者が複数いる場合、所有者の名前及び規模については、施設ごとに所有者の数及び規模の合計を記載することでよいとする。
【会員制事業者の資本金の額又は出資の総額】
【資本金の額又は出資の総額】　百万円
【主要株主の氏名又は名称】
【氏名又は名称（ふりがな）】
【保有する株式の数又は出資の金額】
【割合】　％
（記載上の注意）
1．「主要株主」とは、省令第２条第１項第１号に規定する主要株主をいう。
2．「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
【他に行っている事業の種類】
（記載上の注意）
日本標準産業分類表細分類により記載すること。
【会員契約代行者の氏名又は名称等】
（会員契約代行者をして会員契約の締結の代理又は媒介を行わせる場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）
【会員契約に関する事項】
【指定役務の内容】
【指定役務に係る施設の所在地】
【指定役務に係る施設のホール数】
【指定役務に係る施設の敷地面積】
（記載上の注意）
1．指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その内容について注記すること。
2．開設予定施設のうち、開設していないものがある場合にあっては、その範囲が明示できるように注記すること。
3．指定役務に係る施設の概要がわかる図を添付すること。
【指定役務に係る施設についての計画の内容】
【施設の開設予定日】
【ゴルフ場のホール数】
【ゴルフ場の敷地面積】
【会員契約に係る施設のうちゴルフ場に付帯して利用に供される施設】
（記載上の注意）
「ゴルフ場」には、既に開設されたものは含まれない。開設されていない場合であって、法第４条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第３条に規定する施設に限る。
【会員の数についての計画】

【会員の種類】
【契約締結予定数】
【提供される役務の内容】
（記載上の注意）
提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。
【契約者の数についての計画等】
（契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及びその契約の内容）
【契約者の種類】
【契約締結予定数】
【提供される役務の内容】
（記載上の注意）
1．「契約者」とは、省令第２条第３項第１号に規定する契約者をいう。
2．提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。
【会員及び契約者以外の者の利用内容】
（指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容）
【拠出金の種類及び額】
【会員の種類】
【入会金】　千円
【預託金】　千円
【その他の金銭】　千円
【合計】　千円
（記載上の注意）
1．同じ種類の会員であっても拠出金の種類又は額が異なる場合には、区分して記載すること。
2．その他の金銭がある場合には、その名称及び額を注記すること。
【預託金の額及び据置期間等】
（会員に預託金を支払わせる場合にあっては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等）
【会員の種類】
【預託金額(a)】
【預託金据置期間】
【契約締結予定数(b)】
【合計金額（ａ×ｂ）】　百万円
【担保措置の有無】
【担保措置がある場合、その内容】
（記載上の注意）
同じ種類の会員であっても預託金額又は預託金据置期間が異なる場合には、区分して記載すること。
【会員契約の変更に関する事項】
（記載上の注意）
簡潔に記載すること。
【会員契約の解除に関する事項】

【会員の数についての計画変更に伴う会員契約解除の定めの内容】
（会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときは、その内容）
【その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む。）】
【損害賠償額の予定に関する定めの内容】
（損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容）
【会員契約に基づく会員の債権に関する事項】
【譲渡に関する定め】
【有無】
【具体的内容】
【相続に関する定め】
【有無】
【具体的内容】
【譲渡に関するあっせん】
【有無】
【具体的内容】
（記載上の注意）
譲渡又は相続の手続を行うにあたって、会員が会員制事業者に対し金銭を支払う旨の定めがあるときは、その内容について併せて記載すること。
【指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容】
＜／ＰＲＥ＞＜／ＢＯＤＹ＞＜／ＨＴＭＬ＞

（備考）
1　１行は36字詰めとする。
2　「【氏名又は名称】」の欄には、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録する。
3　文字は、日本産業規格Ｘ0208で定められている図形文字並びにＸ0211で定められている制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いることとし、図は用いてはならない。
ただし、「【」（日本産業規格Ｘ0208区点番号（以下「区点番号」という。）１―58）、「】」（区点番号１―59）、「▲」（区点番号２－５）及び「▼」（区点番号２－７）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号１―58）及び「】」（区点番号１―59）を、又は置き換えた文字の前後に「▲」（区点番号２－５）及び「▼」（区点番号２－７）を用いるときを除く。）。
日本産業規格Ｘ0208で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格Ｘ0208で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（区点番号２－５）、後ろに「▼」（区点番号２－７）を付す。
4　「＜」、「＞」又は「＜」及び「＞」によって囲まれた欄名は、日本産業規格Ｘ0201で定められている文字を用いる。
5　「【電話番号】」及び「【様式番号】」の欄には、日本産業規格Ｘ0201で定められている文字を用いる。
6　文字の符号化表現は、日本産業規格Ｘ0208附属書１で定められている方式を用いる。